第2編 災害予防計画

第1章 発電所における予防措置等の責務

原子力発電所における予防措置等の責務を明確にし、安全を確保する。

第1節 発電所における安全確保

原子力事業者は、原子炉等規制法等関係法令並びに、県及び伊方町との間で締結している安全協定、県及び八幡浜市との間で交わしている覚書を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

第2節 発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、万が一の原子力災害の発生に備え、あらかじめ、防災組織を定め、必要な要員を確保する。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、原子力発電所に出入りする業者等を含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に実施する。また、市、県及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図り、原子力防災体制に万全を期することとする。

第2章 災害応急体制の整備

国、県、市、原子力事業者等は、平常時から災害時に備えた防災体制の整備を図るとともに、 緊急時における迅速かつ円滑な応急体制が図られるよう、各機関との密な連携体制を確保する ものとする。

第1節 防災体制の整備

- (1) 市は、原子力災害予防対策、応急対策、復旧対策を含めた市地域防災計画(原子力災害対策編)を作成し、職員に周知するものとし、定期的に訓練を行い、災害応急対策に係る活動体制、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟並びに関係機関との連携等について徹底を図る。
- (2) 市は、市地域防災計画(原子力災害対策編)の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制及び防災対策等の緊急時対応について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。
- (3) 市は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第2節 緊急事態応急対策等拠点施設 (オフサイトセンター) の活用

- (1) 市は、県及び国と連携して、原子力災害合同対策協議会を組織し、国、県、重点市町及び原子力事業者等の関係者が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施する。このための緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等にも活用する。
- (2) 市、県、国及び原子力事業者等は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理する。

また、オフサイトセンター派遣職員の予備的な交代要員を確保しておく。

第3章 通信連絡体制の整備

市は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害情報及び応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速、確実を図るため、通信連絡体制を整備する。

第1節 通信連絡網の整備

原子力災害時において、市内部及び外部機関との連携並びに住民等に対する迅速かつ的確な 災害情報等の収集・連絡を円滑に行うため、市において平常時から次の通信連絡設備等を維 持・整備する。また、機器等の耐震化や非常用電源設備(補充用燃料や予備電源を含む)及び 通信回線の多重化を含めた必要な通信手段の整備を行うとともに、整備機器の保守点検及び操 作の徹底理解に努める。

- (1) 市防災行政無線(移動系・同報系)
- (2) 携帯電話会社が提供する緊急速報メール、市防災メール
- (3) その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

第2節 通信連絡体制の確立

(1) 市及び各機関は、原子力災害時における庁内、各機関内部並びに各機関相互間の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作演習と通信連絡設備等の適正な管理を行う。

また、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討し、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるとともに、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の配備について確認し、その取扱い及び運用方法等の習熟に努める。その他、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努める。

なお、漁業無線を使用した船舶等への指示について、愛媛県無線通信協議会との連携に 努める。

(2) 市は、災害対策本部に意見聴取、連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第3節 住民等に対する情報伝達体制の整備

- (1) 市は、県、国、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市は、県及び国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等 についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。
- (3) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む。)、難病患者、外国人、妊産婦、幼児、その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難等に援護を要する者(以下「災害時要援護者」という。)及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達される

- よう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報 伝達体制の整備に努める。
- (4) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係の協力の下、コミュニティ放送局、 ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CAT V、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用に ついて、体制の整備を図る。

第4章 環境放射線モニタリング体制の整備

市、県、国及び原子力事業者は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

第1節 環境放射線モニタリング体制の整備

- (1) 平常時モニタリング(空間放射線量率、水道水、葉菜等の試料)については、国の技術的支援の下、県、原子力事業者が、実施する。
- (2)原子力災害時における緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)については、原子力規制委員会の統括の下、市、県、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、原子力事業者等が実施する。
- (3) 市、県、関係機関及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努める。

第2節 緊急時予測システムの整備

国(原子力規制委員会)、県等は連携して緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (以下「SPEEDI」という。)を整備、維持するものとし、平常時から様々な事態を想定 した運用訓練等を行うこととしている。

市は、SPEEDIの機能や重要性、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、県等が実施する訓練及び研修に積極的に参加させる等、SPEEDIの運用の習熟に努める。

第5章 災害警備計画への協力

市は、県警察が、原子力災害の発生に際し、原子力事業者との連絡や災害警備本部等の設置、 指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助及び交通規制等の措置を的確に実施するた め、警察本部及び八幡浜警察署それぞれにおいて策定された原子力災害警備計画へ全面的に協 力する。

第6章 緊急被ばく医療体制の整備

市は、県、国及び地域の医療機関等と連携し、原子力災害時における緊急被ばく医療を迅速かつ的確に実施するため、災害の広域化や長期化を想定した緊急被ばく医療体制を整備する。

第1節 緊急被ばく医療体制

市は、緊急被ばく医療に対応できるよう県、消防機関、医療機関及び原子力事業者等との連携を強化する。

第2節 緊急被ばく医療資機材等の整備

市及び県、日本赤十字社、緊急被ばく医療機関及び原子力事業者は、国の情報提供等による協力のもと、それぞれの役割に応じ、緊急被ばく医療活動を実施するため、放射線測定機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等必要な資機材の整備・維持管理に努める。

第3節 安定ヨウ素剤の配備体制

原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、周辺住民用に県が 備蓄する安定ヨウ素剤の配布手順をあらかじめ関係機関と協議し、迅速かつ確実に配布できる 体制づくりを構築する。

(安定ヨウ素剤の備蓄場所及び数量)

| • 南予地方局八幡浜支局 | 60,000 丸 |
|--------------|----------|
| ・県原子力センター | 21,000 丸 |
| ・保内保健福祉センター | 8,000 丸 |
| ・川之石小学校 | 1,000 丸 |
| ・宮内小学校 | 1,000 丸 |
| ・喜須来小学校 | 1,000 丸 |
| ・保内中学校 | 1,000 丸 |
| · 青石中学校 | 1,000 丸 |
| ・川之石高等学校 | 1,000 丸 |
| 合 計 | 95,000 丸 |

第7章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

市は、緊急時や災害の長期化などに備え、災害対策活動を円滑に実施するため、原子力防災 対策上必要とされる資機材等の整備・維持管理を行う。

また、市及び関係機関等は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から相互に密接な情報交換を行い、必要な防災資機材の整備等に努める。

第1節 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

市は、県や関係機関と協議し、原子力災害時における災害応急対策に必要な資機材を整備するとともに、その維持管理を行う。

資機材について、資機材名、備蓄、配備状況(数量、配備場所、管理担当)を資料編に明示する。

第2節 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等

原子力災害時における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、市は、定期的に 資機材等の操作訓練を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努める。

また、防災関係機関が開催する放射線防護資機材等の操作講習会に積極的に職員を参加させ、技術修得に努める。

第8章 避難収容活動体制の整備

市は、原子力災害時において、安全かつ迅速な避難ができるよう避難方法等を定めた計画書を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

第1節 避難所、避難経路等の指定及び避難計画の作成

市及び学校、医療施設並びに福祉施設等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成する。また、自主防災組織等の育成を通じて避難体制を確立する。

避難所、避難経路の指定並びに避難計画の作成に当たっては、以下の内容に配慮する。

1 避難所等の指定

- (1)住民の安全を確保するため、次の基準により避難所を選定・確保し、市地域防災計画(原子力災害対策編)に定める。
 - ア 鉄筋コンクリート造で耐震構造を有する等、比較的安全な公共建物であること
 - イ 給水及び給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できること
 - ウ 避難住民を集団的に収容できること
 - エ 避難者の必要面積は、おおむね2平方メートル当たり1名とすること
 - オ 原子力災害時の風向き等、気象条件に応じた避難所の確保を図ること
- (2) 県は、市と連携し、避難所及びスクリーニング(居住者、車両、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ)等の場所を選定・確保し、広域避難計画に定める。なお、避難所やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言する。
- (3) 市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

2 避難経路の指定

- (1)原子力災害時の風向き等の気象条件に応じて、あらかじめ避難経路を選定・整備し、確保する。
 - ア 避難経路は、バス等の大型車両が通行可能な幅員を有するものとする
 - イ 避難経路は、相互に交差しないものとする
 - ウ 避難経路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する
 - エ 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う
- (2) 県は、県警察及び関係機関と連携し、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、あらかじめ広域避難計画に基づき広域避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

3 避難計画

(1) 市の避難計画

市は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に

的確に配備するための事前の準備体制を整備する。なお、計画作成時においては、下 記の留意事項に配慮する。

- ア 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- イ 避難所への経路及び誘導方法
- ウ 避難に際しての注意事項
- エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (7) 給水措置
- (4) 給食指置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用生活必需品の支給
- オ 避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難所における住民登録の実施
 - (イ) 避難収容中の秩序保持
 - (ウ) 避難住民に対する災害情報の伝達、提供
 - (エ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (オ) 避難住民に対する相談業務
- カ 原子力災害時における広報
- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による広報
- (ウ) 住民組織を通じての広報
- (エ) 住民からの問合せに対する対応
- (2) 防災上重要な施設の管理者の注意事項

学校、保育所、福祉施設、興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設、その 他防災上重要な施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、次の事項に注意 してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を実施す る。

- ア 学校においては、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等の ほか、児童生徒の保護者への引渡方法及び地域住民の避難地となる場合の受入方法等を 定めること
- イ 児童生徒、園児、入所者等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び福祉施設等においては、避難所の確保並びに、保健、衛生及び給食等の実施方法について定めること
- ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合は、収 容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定め ること
- (3) 県の広域避難計画
 - ア 県は、市と連携し、市の区域を超えて避難する場合における避難先の調整や輸送 手段の確保について、広域避難計画を作成する。

- イ 広域避難計画の作成にあたり、避難先からの新たな避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、関係機関と調整のうえ、避難先の地域コミュニティの維持に着目し、同一地区を同一地域にまとめて指定するよう努めるものとし、あわせて、関係機関と協力して、避難の長期化に対応した物資の確保、治安、環境衛生の維持を図る。
- ウ 県は、県警察及び関係機関と協力し、市に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導体制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援する。
- エ 県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報や 支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。
- オ 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- カ 市は、庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。県は、行政拠点の移転 場所の選定に当たり、協力を行う。

第2節 避難所、避難経路等の住民への周知

市は、避難所及び避難経路を市のホームページに掲載するほか、避難所及びその周辺道路に 案内標識や誘導標識等を配置するとともに、避難計画に基づいた訓練を行う等、原子力災害時 において住民が速やかな避難に向けた情報の周知を図る。

第3節 避難所等の設備及び資機材の配備

避難及び避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要な時には、速や かな配備、輸送を実施するために、平素からその準備を行う。

- (1) 通信機材(衛星携帯電話等)
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備(非常用発電機を含む)
- (4)食料、飲料水、常備薬
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護所及び医療資機材
- (8)物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント

- (10) 仮設便所(洋式トイレ)
- (11) マット、簡易ベッド、毛布
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) テレビ、ラジオ、空調設備
- (16) 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等
- (17) その他必要と思われる資機材

また、災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

第4節 災害時要援護者等の援助計画

市及び社会福祉施設等の管理者は、災害時要援護者及び観光や仕事での一時滞在者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から情報を共有し、情報伝達及び避難、誘導等の防災体制の整備、避難訓練の実施に努める。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

(1) 市の活動

ア 災害時要援護者の実態把握

市は、災害時要援護者について、あらかじめ見守り推進委員、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や町内会の範囲ごとに、その実態の把握に努め、名簿を整備する。

イ 緊急連絡体制の整備

自主防災組織等地域ぐるみの協力のもとに誘導支援者を配置する等、緊急連絡体制を 確立する。

ウ 避難体制の確立

誘導支援者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に定め、 避難所や避難経路の指定に当たっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ利便性や 安全性を十分配慮したものとする。

エ 防災教育・訓練の充実

災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や原子力防災訓練への参加等の充実強化を図る。

オ 一時滞在者への配慮

一時滞在者の安全確保にも十分配慮するものとする。

(2) 社会福祉施設等の管理者の活動

ア 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、原子力災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等を確立する。また、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図る等、災害時の協力体制づくりを推進する。

イ 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化を図る。

ウ 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、市と協力し、原子力災害時における施設入所者の適切な 行動を促すための防災教育を行うとともに、入所者の実態に応じた避難訓練等を定期的 に実施するよう努める。

エ 物資等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、原子力災害時に施設等利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、利用者等の移送に必要な 資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

オ 避難計画の作成

社会福祉施設等の管理者は、市、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

(3) 病院等医療機関の管理者の活動

ア 組織体制の整備

病院等医療機関の管理者は、市、県、その他の市町と連携を図りながら、原子力災 害時の協力体制作りに努める。

イ 避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、市、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成する。

第5節 輸送手段の確保

市は、住民が迅速かつ安全に避難するために、市有車両、運転手等の状況を把握するほか、 運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急 物資の運送を実施する体制を整備し、輸送手段を確保する。

第9章 緊急物資の確保

市及び防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の住民の生活や安全の確保のため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資を確保する。

第1節 食料及び生活必需品等の確保

市は、原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品の確保について平常時から次の措置を行うほか、住民においても、自主的に食料等の備蓄に努める。

1 市の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や一時滞在者等に対する食料の最低限の備蓄を行う。
- (2) 市における緊急物資流通在庫調査を実施する。
- (3) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部の備蓄を行う。
- (4) 市における緊急物資調達及び分配計画を策定する。
- (5) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等を検討する。
- (6) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。
- (7) 給食計画を策定する。

2 住民の活動

- (1) 屋内退避に備え、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。
- (2)(1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。
- (3) 自主防災組織等を通じて住民が相互に助け合う活動を推進する。
- (4) 緊急物資の共同備蓄を推進する。

第2節 飲料水等の確保

原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、飲料水の確保について平常時から次の措置を行う。

1 市の活動

- (1) 飲料水を備蓄するを行うほか、復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水に関する啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制づくりに努める。
- 2 住民及び自主防災組織の活動
- (1)住民(家庭)における貯水
 - ア 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
 - イ 貯水する水は、水道水等の衛生的な水を用いる。

- ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - イ 原子力災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、 市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機 材を整備する。

第3節 医薬品、医療資機材等の確保

原子力災害が発生した場合の避難住民の生活を確保するため、市は、避難生活に必要な常備薬等を備蓄する。

第10章 防災知識の普及

市は、国、県と協力して、防災対策の円滑な実施を確保するため、災害予防又は災害応急措置等原子力防災に関する知識の普及、啓発を図る。

第1節 市職員に対する教育

災害発生時において市職員として的確かつ円滑な防災対策を推進するため、国や県等の関係機関が実施する原子力防災対策に関する研修会等に職員を派遣するほか、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修の開催等により防災教育を実施するとともに、職員が的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するための次のような教育を行い、資質の向上に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 原子力発電所施設の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 八幡浜市地域防災計画(原子力災害対策編)と市の原子力防災対策に関する知識
- (5) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割 (職員の動員体制と任務分担、職員行動マニュアルの作成)
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) その他必要な事項

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度、所属職員に対し、十分な周知を図る。

第2節 教職員及び児童生徒に対する教育

学校安全計画に原子力防災に関する防災対策に必要な事項(防災組織、分担等)を定め、児 童生徒等が災害時に適切な行動ができるよう、市教育委員会が安全教育等の指導に努める。

第3節 住民等に対する防災知識の普及

原子力災害発生時に住民が適切な行動ができるよう、原子力防災に関する知識の普及・啓発 を図る。

(1) 啓発の内容

- ア 原子力災害に関する一般的知識
- イ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- エ 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- オ 非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- カ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- キ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

- ク 避難生活に関する知識
- ケ 災害時要援護者への配慮に関する知識
- コ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点の配慮に関する知識
- サ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報紙、インターネット、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、ビデオテープの利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 自主防災組織を通じての研修会の開催
- カ 原子力防災訓練の実施

(3) 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第11章 原子力防災訓練の実施

放射性物質等の大量放出によって、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、各 防災機関が災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう総合的かつ計画的な訓練を実施す る。

訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等、原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫する。

また、市は、県及び原子力事業者等と連携し、国が策定する訓練計画に基づき実施する国の原子力防災訓練に共同して参加する。

第1節 原子力防災訓練の実施

市は、市地域防災計画(原子力災害対策編)に定める災害応急対策を迅速かつ適切に実施できる体制づくりと、住民に対する防災意識の啓発を図るため、国、県及び関係機関との連携のもと、原子力防災訓練を実施する。

原子力防災訓練の実施に当たり、原子力事業者は、これに全面的に協力する。

第2節 原子力防災訓練の実施項目

原子力防災訓練の実施項目は、次の項目の中から訓練想定に適合するものを実施する。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 緊急時環境モニタリング訓練
- (3) 緊急被ばく医療活動訓練
- (4) 自衛隊災害派遣要請訓練
- (5) オフサイトセンター運営訓練
- (6) 原子力災害広報訓練
- (7)原子力災害対策本部設置訓練
- (8) 自主防災組織活動訓練
- (9) 住民避難誘導訓練
- (10) 人命救助活動訓練
- (11) その他災害応急対策に必要な訓練

第3節 原子力防災訓練の実施方法

市は、原子力防災訓練に住民参加を呼びかけるだけでなく、災害時要援護者にも広く参加を促す等、住民の原子力防災に係る意識向上に努める。

第4節 原子力防災訓練実施後の評価等

市は、原子力防災訓練を実施した後、事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善に活用する。

第5節 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等

国は、毎年度、防災訓練の対象となる原子力事業所を定め、実施する時期、共同して訓練を行う主体、特定事象発生の通報、原子力緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めた総合的な防災訓練の実施についての計画を策定することとされている。

市は、防災訓練の対象となる原子力事業所が伊方発電所と定められた場合には、国が行う総合的な防災訓練の実施についての計画策定に共同して参画するとともに、この計画に基づいて実施される国の原子力総合防災訓練に参加するものとする。

第12章 原子力発電所上空の飛行規制

第1節 発電所上空の飛行規制

発電所上空の飛行規制については、次の通達によるものとする。

「原子力関係施設上空の飛行規制について」(抄)

(昭和44年7月5日付空航第263号(運輸省航空局長から地方航空局長あて通達

- (1) 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書きの許可は行わないこと

-【参考】航空法(昭和 27 年法律第 231 号)-------

(飛行の禁止区域)

(最低安全高度)

第80条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第81条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第13章 ヘリコプターの運航

第1節 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市は、原子力災害が発生した場合の災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、県、県警察、陸上自衛隊、海上保安部等のヘリコプター運航に係る地上支援に必要な体制の整備を図る。また、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時においては、臨時離着陸場として使用できるようあらかじめ関係機関と協議を行う。

なお、ヘリコプターを要請する状況は、おおむね次の活動を想定する。

(1) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練への参加
- ウ 市民への災害予防の広報
- (2) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の把握
 - イ 被災地への救援物資、消防用資機材の輸送及び要員の搬送
 - ウ 原子力災害時における空中モニタリング
 - エ 市民への災害情報の伝達
- (3) 救急救助活動
 - ア 被災した負傷者の救急搬送
 - イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送
 - ウ 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
 - エ 中高層建築物にとり残された被災者の救助

第14章 広域応援体制の整備

市、県及び関係機関は、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結する等して広域的な応援体制を確立する。

第1節 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」を締結している。協定の 具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

第15章 防災対策資料の整備

市、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において退避や避難を実施するに当たり、 的確な対策の策定に資するための周辺地域の環境条件、人口分布等、防災対策上必要な次の資料を整備する。

第1節 社会環境資料の整備

- (1) 周辺地域の地図
- (2)周辺地域の人口、世帯数等(原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、 統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。)
- (3) 周辺地域の配慮すべき施設(幼稚園、学校、診療所、病院、社会福祉施設等)(原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。)
- (4) 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道(道路幅員、路面状況、交通状況含む。)
- (5) ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地
- (6)避難場所及び屋内退避に適するコンクリート建物等(位置、収容能力、移動手段等の情報含む。)
- (7) 医療機関の状況
- (8) 港湾及び漁港の状況 (ふ頭の水深等含む。)
- (9) ライフラインの状況

第2節 放射能影響推定に関する資料

- (1) 周辺地域の気象状況(過去10年間の風向、風速、大気安定度)
- (2) 周辺地域の海象状況
- (3) 平常時環境モニタリングデータの状況(過去10年間の統計値)
- (4) 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- (5)農林水産物の生産及び出荷状況

第 16 章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応 急体制の整備

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県、市及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に行うものとする。

市は、国及び県と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて市災害対策本部を設置するとともに、国の主体的な指導のもとに、他市町、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示等、必要な措置を講じる。

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故における通報基準

| 通報基準 | 通報すべき事象 |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 原災法第10条第1項に基づく通報基準 | 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起 |
| | 因して以下の事象が発生したとき |
| | (1)事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 |
| | μ Sv/h 以上の放射線量率が検出されたとき。 |
| | (2) 放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に |
| | 鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 |
| | (3)事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき |
| | 又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 |
| 原災法第 15 条第 1 項 の原子力緊急事態宣言 発令の基準 | 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起 |
| | 因して以下の事象が発生したとき |
| 九月少圣牛 | (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 |
| | 10mSv/h 以上の放射線量率が検出されたとき。 |
| | (2)放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑 |
| | み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 |
| | (3)「原災法施行規則」第21条第2項に規定する量の放射性物質が |
| | 事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたとき又は漏えいの |
| | 蓋然性が高い状態になったとき。 |

第17章 複合災害対応に係る体制整備

原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合(以下「複合災害時」という。) に備えて、必要な体制の整備を行う。

第1節 複合災害に係る応急体制の整備

- (1) 市は、連続して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材を 動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留 意し、応急体制の整備に努める。
- (2) 市は、自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域応援体制の整備に努める。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段の整備に努める。

第3節 避難・退避実施体制の整備

(1) 避難誘導計画の整備

市は、避難誘導計画の作成にあたり、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質 放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成する。 また、必要に応じて、県に作成の支援を求める。

(2) 避難所等の確保及び設置運営

ア 市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の確保及び設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制の整備を図る。

イ 市は、広域的な避難に備え、県やその他の市町等に対し、避難の受入れ体制や避難 所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制の整備を図る。

第4節 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時における住民の災害予防又は災害応急対応措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第5節 周辺住民への的確な情報伝達体制の整備

市は、県と協力し、複合災害時においても、周辺住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備の整備に努める。

第6節 避難路等の整備

(1) 道路管理者は、複合災害においても、防災要員の派遣、救助活動の円滑な実施及び原子力資機材等の物資輸送を行う緊急輸送路を確保すとともに、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難路となる道路の整備や補強対策を実施する。

なお、震災点検等で対策が必要とされた橋梁、法面等について、緊急性の高い路線及 箇所から順次、補強対策を実施する。

(2) 港湾管理者は、防災拠点となる港湾について、補強対策等を実施する。 漁港管理者は、漁港について防災上必要な補強対策等を実施する。